

改正

平成26年10月17日条例第43号

令和5年3月24日条例第12号

愛媛県子ども・子育て会議条例を次のように公布する。

愛媛県子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項の規定に基づき、愛媛県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

一部改正〔平成26年条例43号・令和5年12号〕

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、子どもの保護者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月17日条例第43号抄）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。（後略）

附 則（令和5年3月24日条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。